

<p>申請種類</p>	<p>建築基準適合審査の<u>申出を伴う</u>以下の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認定申請（法第5条） ● 計画変更認定申請（法第8条） 	
<p>申請方法</p>	<p>郵送申請</p>	<p>窓口申請</p>
<p>申請先</p>	<p>建築安全センターの窓口（郵送） 申請書類（正副2部）を郵送で提出</p>	<p>建築安全センターの窓口 申請書類（正副2部）を提出</p>
<p>手数料</p>	<p>電子申請・届出サービスで電子納付</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ペイジー ● クレジットカード ● コード決済 <p>※申請受付日は、手数料納付日</p>	<p>窓口でキャッシュレス決済</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クレジット（デビット）カード ● 電子マネー ● 交通系電子マネー ● コード決済 <p>※キャッシュレス手段がない場合は、コンビニや金融機関で現金により納付することも可能 ※令和6年3月までは県証紙（令和5年12月販売終了）による納付も可能</p>
<p>通知書・副本</p>	<p>通知書：郵送で交付（紙面） 副本：郵送で副本を返却 返信用封筒等の送付が必要 郵送料金等は申請者負担</p>	<p>通知書：窓口で交付（紙面） 副本：窓口で副本を返却</p>